

## ■定住促進住宅建設事業制度概要

	現状	リニューアール
対象者	町内に賃貸住宅を建設しようとする個人または法人	(変更なし)
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1棟2戸以上</li> <li>・ 上下水道及び車庫または駐車場の完備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1棟又は戸建て2戸以上</li> <li>・ 上下水道及び車庫または駐車場の完備</li> <li>・ <u>性能規定を満たした住宅（省エネ対策等）</u></li> </ul>
補助金額	建設費の1/4以内 ※補助対象経費には駐車場等の付帯設備費に要した費用含む	(変更なし)
補助上限	1戸あたり1,500千円	(変更なし)
家賃上限	1戸あたりの住宅建設に要した費用の0.7%以内の額 ※共益費含む	(変更なし)
その他条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入居状況報告書提出（8年間）</li> <li>・ 冬期間の除排雪</li> <li>・ 入居者に対する町内会加入の奨励</li> <li>・ 入居者のごみ排出対策（ごみステーション設置）</li> </ul>	(変更なし)
補助対象上限戸数	制限なし	<u>24戸（10年間）</u> ※住生活基本計画より
財源	なし	<u>社会資本整備総合交付金（性能規定に該当する一部）</u>
時限措置	～R3.3.31	<u>R3.4.1～R13.3.31（10年間）</u>